

報道関係者各位

2024 年 12 月 17 日

特別民間法人 中央労働災害防止協会

第 1 回「化学物質管理強調月間」を 2 月に実施

(実施期間：令和 7 年 2 月 1 日～2 月 28 日)

「正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう」

特別民間法人 中央労働災害防止協会（中災防：理事長 竹越 徹）と厚生労働省は、2 月 1 日から 2 月 28 日までの 1 ヶ月間、「化学物質管理強調月間」を実施します。

化学物質による休業 4 日以上 の 薬傷等の労働災害は、年間約 450 件程度で推移し、そのうちの 8 割が未規制の化学物質によるものです。また、化学物質等による重大な遅発性の職業性疾病も後を絶ちません。このような中、事業者が自社で取り扱う化学物質の危険性・有害性に基づき、適切に管理することを基軸とした新たな化学物質規制が、本年 4 月から施行されています。

この新たな規制により、対象となる化学物質が増え、それらを扱う業種・事業場も大きく広がりました。しかしながら、この規制は、リスクアセスメント対象化学物質を取り扱う事業場においては、化学物質管理者の選任が義務化されるなど、これまでの化学物質管理と大きく考え方を転換するものであり、事業場への定着はまだ十分とは言えません。

そこで、職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識高揚を広く一般に図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることを目的として、この度「化学物質管理強調月間」を設立し、今年度より毎年 2 月に実施することとしました。

令和 6 年度のスローガンの金賞は、応募いただいた約 1,400 作品の中から船本凧さん（東京都）の作品に決定しました。また、銀賞、銅賞の作品は以下のとおりです。

令和 6 年度の「化学物質管理強調月間」スローガン

金賞 **正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう** （船本凧さん・東京都）

銀賞 **危険知り 管理を徹底化学物質 みんなで守れ安心職場** （山本哲也さん・神奈川県）

銅賞 **目に見えないからこそ実施しよう 化学物質のリスクアセスメント** （吉津実さん・福島県）

化学物質に潜む危険 知って対策 慣れた作業も総点検 （斎藤奈緒子さん・群馬県）

本月間の趣旨を踏まえ、中央労働災害防止協会は主唱者として、労働災害防止団体や関係団体と連携しながら、各事業者に広く周知し、事業場の安全衛生活動を力強くサポートします。また、月間中は厚生労働省をはじめ、経済産業省、環境省においても様々な取り組みが行われる予定です。

(次ページへ続く)

中央労働災害防止協会の主な取り組み

○ホームページに化学物質管理強調月間特設サイトを設置

管理者や責任者等を対象とした研修・セミナー情報のほか、事業場に役立つ情報を発信します。

○中小規模事業場安全衛生サポート事業（無料）を活用した化学物質管理支援

中小規模事業場を対象に、事業場に訪問して職場環境を確認し、アドバイスをを行います。また地域・業種別団体、企業系列集団、商工会などに対して、講演、説明会を行います。

○化学物質管理を組織的に進めるための研修の開催、専門家の派遣

化学物質管理者や保護具着用管理責任者のための研修や職場における化学物質管理に関する研修を開催するほか、事業場等に対し、専門スタッフを派遣し研修等の支援を行います。

○個人ばく露測定など、職場における化学物質のばく露分析の支援

リスクアセスメントの一環として、事業者が行う個人ばく露測定や、改正労働安全衛生規則に基づく濃度基準値設定化学物質の確認測定などの支援を行います。

○化学物質管理強調月間図書・用品の頒布（令和7年1月6日～2月28日にキャンペーンを実施）

関連図書の発行、スローガン入りポスターやのぼり、化学物質関連表示ボード等を作成・提供して月間を盛り上げます。

中災防では、本月間を通じて、事業場における化学物質の自律的管理への支援を行うとともに、各種製造業、第三次産業を中心に、化学物質管理活動の推進・定着を呼びかけ、労働災害防止の取り組みを支援していきます。

令和6年度 化学物質管理強調月間 中災防特設サイトは

中災防 化学物質管理強調月間 で 検 索



令和6年度 化学物質管理強調月間ポスター、関連用品、図書（一例）

※この資料は厚生労働記者会、厚生労働省労政記者クラブ、日比谷クラブ、鉄鋼研究会に配布しています。

特別民間法人 中央労働災害防止協会

【担 当】 総務部長 樋口 政純

【照会先】 総務部 広報課長 岩田 良子（電話）03-3452-6542 E-mail koho@jisha.or.jp

令和6年度化学物質管理強調月間実施要綱

1. 趣旨

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。また、化学物質による休業4日以上
の労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）のうち、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）等の特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占めている。

これらを踏まえ、特別規則による規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入したところである。

こうした規制の対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は順次拡大され、令和8年4月から約2,900物質が規制対象となるが、これに伴い、対策を講ずべき事業場の範囲が、従来の製造業中心から第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大する。また、業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行う全ての事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質を管理させる必要があり、化学物質管理の知見が十分でない第三次産業の事業場や中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が重要となる。

また、国際的には、「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」（第5回国際化学物質管理会議採択）において、多様な分野（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）における多様な主体（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学术界等）によるライフサイクル（製造から製品への使用等を経て廃棄まで）を通じた化学物質管理が求められていることから、国内の化学物質管理において関係省庁が連携し相乗効果を高めていくことが必要である。

このような背景を踏まえ、厚生労働省は、経済産業省、環境省等の関係行政機関、災害防止団体等安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て、令和6年度化学物質管理強調月間を、以下のスローガンの下で展開することにより、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることとする。

正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう

2. 期間

2月1日から2月28日までとする。

3. 実施体制

(1) 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

(2) 協力連携者

経済産業省、環境省

(3) 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

(4) 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

(5) 実施者

各事業者

4. 実施事項

(1) 主唱者・協力連携者・協賛者

(ア) 化学物質管理に係る啓発

化学物質管理の知見が十分でない第三次産業や中小零細事業場を重点として、化学物質管理を広く浸透させることを目的とした周知啓発活動の実施

(イ) 化学物質に関する説明会等の開催

化学物質に関する法令や対策等に係る、化学物質管理に取り組む事業者向けの説明会等の開催

(ウ) 「化学物質と環境に関する政策対話」等の実施による情報共有及び意思疎通

(エ) 化学物質アドバイザー等を活用した普及啓発

(オ) 化学物質管理に係る広報資料等の作成、配布

(カ) 雑誌等を通じた広報

(キ) 事業者の実施事項についての指導援助

(ク) その他「化学物質管理強調月間」にふさわしい行事等の実施

(ケ) (ア)～(ク)の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力の依頼

(2) 実施者

(ア) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全デー

タシート（以下「SDS」という。）等による危険有害性等の確認

（イ）特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底

（ウ）ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施等

- a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・SDS交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS交付等の状況の確認
- b SDS等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施
- c ラベル・SDSの内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
- d 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
- e 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具の使用や、汚染時の洗浄を含む、化学物質の取扱上の注意事項の確認
- f 特殊健康診断等による健康管理の徹底
- g 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底
- h 金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の徹底

（エ）化学物質管理者の選任状況の確認

（オ）日常の化学物質管理の総点検

（カ）事業者又は化学物質管理者による職場巡視

（キ）スローガン等の掲示

スローガンは、必要に応じて以下より選択

- ・正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう
- ・危険知り 管理を徹底化学物質 みんなで守れ安心職場
- ・目に見えないからこそ実施しよう 化学物質のリスクアセスメント
- ・化学物質に潜む危険 知って対策 慣れた作業も総点検

（ク）有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

（ケ）化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施